農地法第３条による許可申請書（別添）

一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
	自作地					②
	貸付地					
		所在　・　地番		地　目	面積（㎡）	状況・理由
				登記簿 / 現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
	借入地					④
	貸付地					
		所在　・　地番		地　目	面積（㎡）	状況・理由
				登記簿 / 現況		
	非耕作地					

（記載要領）

１.「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

２.「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に今日されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である。」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～のために○年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

１－２　権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有状況、農作業に従事するものの数等の状況

（１）作付（予定）作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採　草 放牧地
作付（予定）作物								
権利取得後の 面積（㎡）								

（２）大農機具又は家畜

数量　　種類						
確保しているもの　所有 リース						
導入予定のもの　所有 リース （　資金繰りについて　）						

（記載要領）

１　「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは牛、豚、鶏等です。

２　導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借り入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

（３）農作業に従事する者

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦　　年　農業技術研修学暦　　年、その他（　　）

②世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在：　　人　（農作業経験の状況：　　）	
	増員予定　　人　（農作業経験の状況：　　）	
③臨時雇用労働力（年間延べ人数）	現在：　　人　（農作業経験の状況：　　）	
	増員予定　　人　（農作業経験の状況：　　）	

④　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

キロ　　時間

＜農地法第３条第２項第２号関係＞（権利を取得する者が農業生産法人である場合のみ記載してください。）

２　その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託の引受け該当有無（以下の該当するものに○を付けてください。）

信託の引き受けによる権利の取得	有	無

＜農地法第３条第２項第４号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（世帯員とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族を言います。）

（１）その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事している者の氏名

（２）年齢

（３）主たる職業

（４）権利取得者との関係

氏　　名	年　齢	主たる職業	権利取得者との関係

（５）その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

（１）権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の計

（１－１の①＋③＋権利を取得しようとする農地の面積）　＝　　（㎡）

（②）権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積

（１－１の②＋④＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）　＝　　（㎡）

５－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、５－１を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

□ 権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培でその経営が集約的に行なわれるものである。

□ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

（「所要の面積」とは北海道で２ｈａ、都道府県で５０ａです。ただし、農業委員会が定めた面積がある場合には当該面積です。）

□ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供しているものが権利を取得するものである。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞（転資する場合のみ記載してください。）

６　転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作放棄地又は養畜の事業を行うもの（賃貸人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買事業の実施により貸し付けようとする場合.

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（麦作の作付け状況＝　　、裏作の作付け状況＝　　）

□ 農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。（例えば、集落営農や担い手への集積等の取り組みへの支障農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。

Ⅱ　使用貸借権又は賃借権に限る申請での追加記載事項

　権利を取得する者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記入してください。

＜農地法第３条第３項１号関係＞

８　適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに○を付してください。）

　本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

｛ 確約します。
　確約できません。 ｝

（留意事項）

　当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が現状に回復するために要する費用を乙が負担する。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることになった場合には、乙は甲にに対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

９　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるか以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の利用取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください

＜農地法第３条第３項第３号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください）

10．その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

（１） 氏名

（２） 役職名

（３） その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理や市場開拓業務も含む。）を行なう期間：年　　箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年　　箇月（直近の実績）

年　　箇月（見込み）

特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業、計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

（1） 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

□ その取得しようとする権利が地上権（民法第269条の２第１項の権利）若しくはこれと権利を同じくするその他の権利である場合。

（事業の計画・内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を以下の欄に記載してください。）

□ 農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第１０条第２項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする動向に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第１１条の３１第１項第１号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合。

□ 権利を取得する者が景観整備機構である場合。

（景観法第５６条第２項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付ください。）

（2） 以下の場合は、Ⅰの１－２（効率要件）、２（農業生産法人要件）、５（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

□ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究所又は農事指導のために行なわれると認められる場合。

□ 地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を、公用又は公共用に供すると認められる場合。

□ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。

□ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。

（3）以下の場合は、Ⅰの２（農業生産法人要件）、５（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

□ 農業協同組合及び農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く）が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚茸共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設のように供すると認められる場合。

□ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取及び育成のように供すると認められる場合。

□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行うものの委託を受けて

その飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。

（留意事項）

以下のいずれかに該当する場合一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていることを証する書面を添付してください。

・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の 4 分の 3 以上を占めるもの。

・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人。

□ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合。

（事業・計画の内容）